



鳥取県公報

平成 23 年 4 月 1 日 (金)
号外第 49 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (42) (人事企画課) 3
- ◇ 訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
(8) (福利厚生課) 4

==== 公布された規則のあらまし ====

現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成23年4月の組織改正に伴い、現業職員の職務の分類について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 職務の級が3級である職から車庫長及び副車庫長を削る。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|----------------------------|-------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表 | | 別表第2（第2条、第3条関係） 級別職務分類表 | |
| 職務の級 | 職務 | 職務の級 | 職務 |
| 略 | | 略 | |
| 3級 | 守衛長、副守衛長又は現業職長の職務 | 3級 | <u>車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長又は現業職長の職務</u> |

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第8号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|--|----|------|-----------|----|--|----|------|-----------|----|
| 別表（第2条、第5条関係） | | | | | 別表（第2条、第5条関係） | | | | |
| 被服の交付を受ける職員 | 品目 | 標準員数 | 標準使用期間(月) | 備考 | 被服の交付を受ける職員 | 品目 | 標準員数 | 標準使用期間(月) | 備考 |
| 1 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課に勤務する職員 | 略 | | | | 1 <u>車庫長、副車庫長</u> 及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課に勤務する職員 | 略 | | | |
| 2 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所に勤務する職員 | 略 | | | | 2 <u>車庫長、副車庫長</u> 及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所に勤務する職員 | 略 | | | |
| 3 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの | 略 | | | | 3 <u>車庫長、副車庫長</u> 及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの | 略 | | | |
| 4 現業職長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中 | 略 | | | | 4 <u>車庫長、副車庫長</u> 及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中 | 略 | | | |

| | |
|---|---|
| 業務課及び総合事務 所以外の機関に勤務 する職員でトラック 又は大型特殊自動車 若しくは小型特殊自 動車を運転するもの 以外のもの | うち集中業務課及び 総合事務所以外の機 関に勤務する職員で トラック又は大型特 殊自動車若しくは小 型特殊自動車を運転 するもの以外のもの |
| 略 | 略 |
| 図 略 | 図 略 |

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。